

## 令和5年度〔後期〕 特定事業所集中状況の届出に係る事務処理要領

### 1. 概要

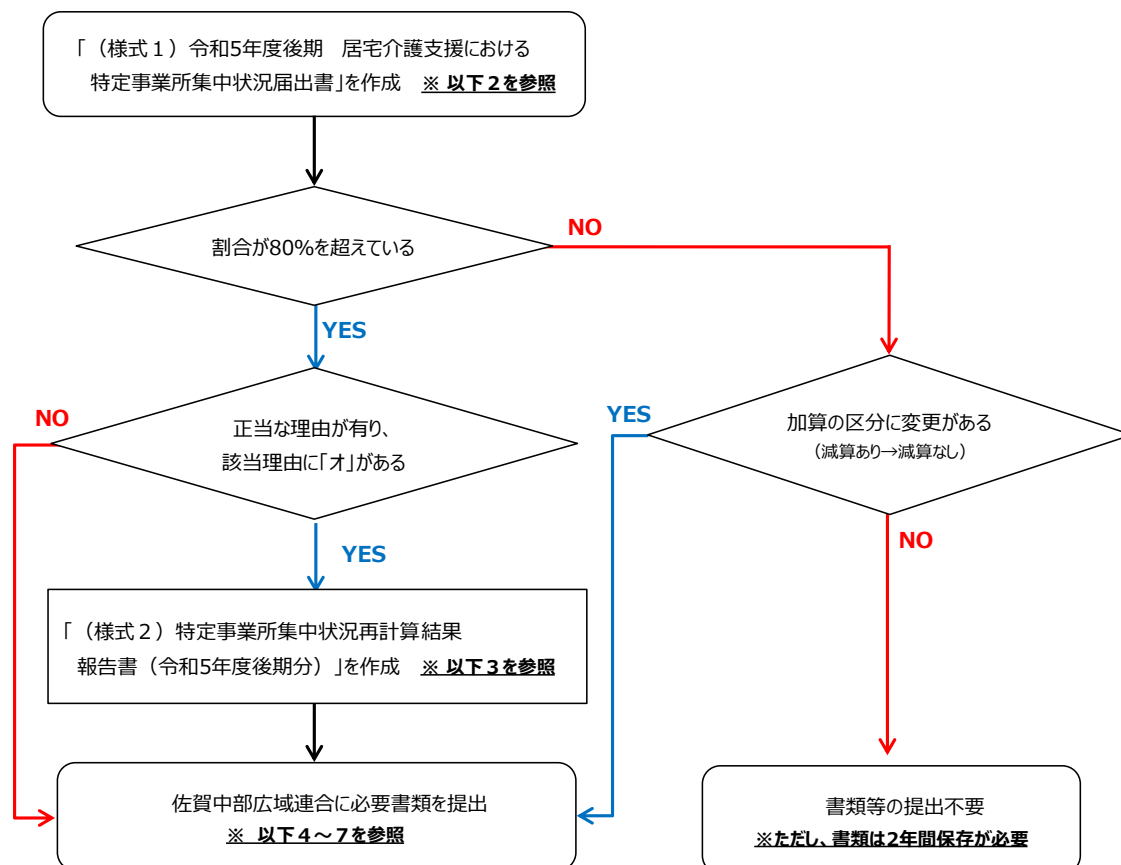
#### (1) 判定期間及び減算適用期間等

判 定 期 間：令和5年9月1日～令和6年2月29日

減 算 適 用 期 間：令和6年4月1日～令和6年9月30日

減算される単位数：全ての居宅介護支援費について200単位を減算

#### (2) 処理の手順（以下のフロー図に沿って処理を行ってください。）




### 2. 「(様式1) 令和5年度後期 居宅介護支援における特定事業所集中状況届出書」の記入要領

- (1)  部分（着色部分）に必要な事項を記入すること。
- (2) 居宅サービス計画の件数は各月ごとに給付管理を行った件数を計上すること。（予防の件数は含めない）
- (3) 「①（各サービス名）を位置付けた居宅サービス計画数」欄は、1つの居宅サービス計画に複数の事業所が位置づけられている場合であっても1件として計上すること。
- (4) 「② 紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数」欄の記入に当たり、1つの居宅サービス計画に複数の事業所が位置づけられている場合は、それぞれ1件ずつとして判定期間の計画数を算出し、その結果、件数が最も多かった法人（紹介率最高法人）について、各月ごとの件数を記入すること。（ただし、同一法人が設置する同一種類のサービスを複数利用している利用者については、法人単位で1件とする。）
- (5) 「割合（②/①）」欄は、「②の合計÷①の合計×100」により算出し、小数点以下1桁（小数点第2位

切上)まで記載すること。(エクセル上で行えば、自動で計算されます。)

- (6) 「③ 紹介率最高法人」欄について、紹介率最高法人の事業所が複数ある場合は、すべて記入することとし、番号を付すなど分かるように記入すること。(記入スペースが不足する場合は、別紙に記入しても結構です。)
- (7) 「割合(②/①)」が80%を超えている場合は、「④割合が80%を超えている場合」の「正当な理由の有無」を記入すること。
- (8) 「正当な理由の有無」が有の場合は、該当条項を以下「(10) 正当な理由の範囲」のア～カの中から選択し記入することとし、該当条項に「オ」がある場合は、「(様式2) 特定事業所集中状況再計算結果報告書」を作成すること。
- (9) 「正当な理由の要旨」欄は、できるだけ状況が分かるように記入(記入欄が不足する場合は、別紙を作成)し、正当な理由があることを示す書類(アセスメント、支援経過記録、居宅サービス計画など)を提出すること。
- (10) 正当な理由の範囲は、以下のとおり取り扱う。
  - ア 居宅介護支援事業者の運営規程に定める通常の事業の実施地域に訪問介護サービス等が各サービスごとでみた場合に5事業所未満である場合などサービス事業所が少数である場合
  - イ 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合
  - ウ 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下であるなど事業所が小規模である場合
  - エ 判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が1月当たり平均10件以下であるなど、サービスの利用が少数である場合
  - オ サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合
  - カ その他正当な理由があると認められる場合

### 3. 「(様式2) 特定事業所集中状況再計算結果報告書(令和5年度後期分)」の記入要領

- (1)  部分(着色部分)に必要な事項を記入すること。
- (2) 本様式は、(様式1)の算定結果が80%を超えており、上記2「(10) 正当な理由がある場合の該当条項」に「オ」がある場合に作成すること。
- (3) その他特記事項欄が不足する場合は、当該欄に別紙参照と記入し、別紙を作成すること。

### 4. 提出書類

- ① (様式1) 令和5年度後期 居宅介護支援における特定事業所集中状況届出書
- ② (様式2) 特定事業所集中状況再計算結果報告書(令和5年度後期分)
- ③ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用>(別紙1を含む。)

#### 【提出の際の留意事項】

- ・ ①は80%を超えているサービスのみではなく、他の80%を超えていないサービスも記載した上で提出すること。
- ・ ②は正当な理由の該当条項に「オ」がある場合に提出すること。
- ・ ③は加算の区分に変更がある場合に提出すること。(減算あり→減算なし、減算なし→減算あり)
- ・ 正当な理由があることを示す書類がある場合は、必ず提出することとし、正当な理由があることが確認できる箇所にマーカーを引くなど分かりやすくすること。

なお、当該書類が**前回以前に提出したものと同一場合は提出を省略可とするが、この場合は、利用者一覧表等を作成し、該当者の欄に「R〇年〇期に提出済み」等、今回省略する理由を記載した上で、この利用者一覧表等を併せて提出すること。**

- ・ **様式1の算定結果が80%を超えておらず、加算の区分に変更がある場合は、③のみ提出すること。**
- ・ 様式1の算定結果が80%を超えておらず、加算の区分に変更がない場合は、提出自体が不要。ただし、この場合も事業所において当該書類を2年間保存すること。

## 5. 提出先及び提出方法

提出先：〒840-0826 佐賀市白山1番12号 佐賀商工ビル5階  
佐賀中部広域連合 給付課 指導係  
提出方法：郵送又は持参、メールでの提出

## 6. 提出期限

令和6年3月15日（金）（必着）

## 7. その他留意事項

- ◆ 書類提出後、ヒアリングを実施する場合があります。（実施する場合は、改めて御連絡いたします。）
  - ◆ 書類は、事業所ごとに作成（法人単位ではない。）し、減算の有無にかかわらず、減算適用期間の完結の日から2年間保存すること。
- ※通所介護と地域密着型通所介護を合算して計算できる猶予期間の取り扱いは終了しております。  
必ず別々に算出してください。

## 8. 特定事業所集中減算に係るQ & A

（問1）サービス計画数には、地域包括支援センターから委託された介護予防サービスを位置付けたものも、件数として含むのか

（答）介護予防サービス計画は含みません。

（問2）平成27年度後期判定期間から、正当な理由の範囲に「地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けた場合」が追加となったが、地域ケア会議に意見・助言を受けるにはどのようにすればよいのか。

（答）地域ケア会議の目的、役割等が今回の追加により変わるわけではありません。したがって、個別ケースの支援内容の検討等のため、地域ケア会議から個別のケアマネジメントの提供の求めがあり、会議で意見・助言を受けた場合に該当となります。

※ 地域ケア会議は特定集中減算の正当な理由を判断する場ではありませんので、特定集中減算の正当な理由に該当するかどうかの意見・助言を受けるためだけに、事業所から地域ケア会議に意見を求めることはできません。そのような場合は、正当な理由の「オ」により、正当な理由に当たる根拠資料を添付して、佐賀中部広域連合に提出する必要があります。

（問3）地域ケア会議において、支援内容についての意見・助言を受けた計画については、どのような資料を提出する必要があるのか。

（答）会議の議事録（開催日時、出席者名等議事の詳細が記載されているもの）の写し及び居宅サービス計画書の写し（第1票から第3表）を提出いただき、地域ケア会議から意見・助言を受けて当該事業所が計画に位置付けられたことを確認します。